

所得税・復興特別所得税(国税)の確定申告と市県民税(住民税)の申告が始まります!



申告の方法などの詳細については、今月号の広報紙と一緒に配布した「【申告のお知らせ】はじまります! 税の申告」(以下、申告のお知らせ)に記載されていますので準備にお役立てください。
 なお、平成27年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の期限は、3月31日(木)です。
 ご不明な点はあらかじめ税務署や税務課市民税係にお問い合わせください。

所得税の確定申告について 鹿沼税務署 ☎ 0289-64-2151
 市県民税申告について 税務課市民税係 ☎ 21-5113

☆申告期間と会場について

鹿沼税務署での確定申告

期間：2月15日(月)～3月15日(火)
 午前9時～午後4時
 受付会場：鹿沼商工会議所アザレアホール(鹿沼市睦町287-16)
 ※右の期間外は鹿沼税務署で申告してください。
 ※所得税の還付申告は、1月4日(月)から鹿沼税務署で受付開始します。

日光市内での確定申告・市県民税申告

所得税の還付申告・市県民税の申告期間：2月2日(火)～2月15日(月)
 所得税の確定申告・市県民税の申告期間：2月16日(火)～3月15日(火)
 ※各地域により開催場所・日程・時間帯が異なります。詳しい内容は、「申告のお知らせ」をご覧ください。
 ※各会場とも土曜・日曜日、祝日は受付を行っていません。
 ※鹿沼税務署から申告用紙などが郵送された方は、その書類をお持ちください。
 ※一部地域で運行していた申告会場までの送迎車は、今年度から廃止になりましたのでご了承ください。

☆未申告(課税資料がない状態)にならないように...

市県民税の課税資料は、国民健康保険税や介護保険料などの金額を計算する資料にもなります。
 平成27年中に無収入で税法上の扶養になつていない方や、障害年金・遺族年金のみの収入の方は、未申告のままだと正確な税額の計算ができず、低収入による軽減を受けられない場合があります。

収入があるのに未申告状態であると、さまざまな給付や手当に関わる金額などの正しい算定ができません。また、公営住宅などの入居や就学、融資のために必要な各種税証明書をすぐに発行することができませんのでご注意ください(事業所からの給与支払報告書や公的年金などから支払報告書などが提出されている場合を除く)。

☆雑損控除などの申告相談会について

関東・東北豪雨などの災害により、住宅や家財などに損害を受けられた

方は、雑損控除または災害減免法の適用により、平成27年分の所得税などの全部または一部が軽減される場合があります。
相談会日程：2月2日(火)・3日(水)
時間：午前9時30分～正午/午後1時30分～4時
会場：藤原総合文化会館2階

無や年齢の基準日は、申告する年分の12月31日現在の状況で判断します。
 ① 身体障害者手帳(赤色)
 ② 療育手帳(緑色)
 ③ 戦傷病者手帳(黒色)
 ④ 精神障害者手帳(青色)
 ⑤ 障害者控除対象者認定書

☆要介護など認定高齢者の方に対する税法上の障害者控除について
 障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準じる方について、介護保険の要介護認定の資料を基に、障害者控除の対象になるかを判定します。対象と認められる場合は、申請により申告時に必要となる「⑤障害者控除対象者認定書」を発行します。申請は市民福祉課で受け付けています。

☆障がい者や寡婦(寡夫)の方の控除について
 市県民税は、障害者控除や寡婦(寡夫)控除などが適用されると、合計所得金額が125万円まで非課税となります。
 ※勤務先での年末調整や、公的年金などの「扶養親族等申告書」などによって既に申告している場合は改めて申告をする必要はありません。

☆寡婦(寡夫)控除をお忘れなく
 税法上、配偶者と死別した場合や離別した場合、所得控除の額が上乗せされ税額の軽減を受けることができます。適用を受けるためには、一定の要件(下表)があります。原則、申告する年分の12月31日現在の状況で判断します。

☆障害者控除を受けるには

心身に障がいのある方、または心身に障がいがある方を税法上の扶養親族としている場合、所得控除の額が上乗せされ税額の軽減を受けることができます(ただし、青色または白色事業専従者に該当する場合は、税法上の扶養親族になれません)。
 適用を受けるには、次の①～⑤のいずれか一つが必要です。手帳の有

無や年齢の基準日は、申告する年分の12月31日現在の状況で判断します。

表：寡婦(寡夫)控除の適用を受けるには ～下枠内の要件と一致するか確認してみましょう～

寡婦(①または②のどちらかに該当する方)	①夫と死別もしくは離別した後、婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子または扶養親族がいる。 ②夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下である。
特別の寡婦	上の①の条件に加え、扶養親族である子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である。
寡夫	妻と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である。

担当者の声



税務課市民税係 大塚一明副全幹

今年も所得税と市県民税の申告の時期が近づいてきました。申告は市民の皆さんに税金の仕組みを正しく理解してもらいたい機会なので、親切でわかりやすい説明を心がけたいと思います。
 期間中、申告会場は非常に混雑します。待ち時間を少しでも短くしていただくために、事前に申告資料の整理や作成をするなどのご協力をお願いします。
 申告についてご不明な点がありましたら、お早めに税務署や税務課市民税係までご相談ください。